

「 移 動 介 護 」 金 額 表

移動介護 (身体介護を伴う)	請求額 (10割)	市負担分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	2,490円	2,241円	249円
30分以上1時間未満	3,930円	3,537円	393円
1時間以上1時間30分未満	5,710円	5,139円	571円
1時間30分以上2時間未満	6,520円	5,868円	652円
2時間以上2時間30分未満	7,340円	6,606円	734円
2時間30分以上3時間未満	8,150円	7,335円	815円
3時間以上3時間30分未満	8,960円	8,064円	896円
3時間30分以上 8,960円+(9割は保険から 1割は自己負担)に30分毎	+810円	+729円	+81円

移動介護 (身体介護を伴わない)	請求額 (10割)	市負担分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,020円	918円	102円
30分以上1時間未満	1,910円	1,719円	191円
1時間以上1時間30分未満	2,680円	2,412円	268円
1時間30分以上2時間未満	3,360円	3,024円	336円
2時間以上 3,360円+(9割は保険から 1割は自己負担)に30分毎	+680円	+612円	+68円

- ※ 上記を基本とし、提供時間や開始時間に応じ、障害者自立支援法に基づく居宅介護の給付単位表を基準として金額を請求します。
- ※ 3級ヘルパー等により行われる場合は、次の割合で通常の利用料金が減算されます。
  - ・身体介護を伴う場合 : 70%
  - ・身体介護を伴わない場合 : 90%
- ※ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、障害者自立支援地域生活支援事業移動介護の支給限度額の範囲内であれば、障害者自立支援地域生活支援事業移動介護の対象となります。
  - ・夜間（午後6時から午後10時まで） : 25%
  - ・早朝（午前6時から午前8時まで） : 25%
  - ・深夜（午後10時から午前6時まで） : 50%
- ※ 受給者証において、2人提供が認められている場合に、ご契約者の同意の上で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行った場合は、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。